

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

#### いつまでも活動的で元気に暮らせるまち・せつつ

介護保険制度が開始されてから15年が経過し、平成27年度においては、制度創設以来の大きな制度改正が予定されています。

「団塊の世代」が65歳を迎えるなか、今後、後期高齢者人口の急増が見込まれるとともに、要介護認定者、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者及び高齢者のみの世帯の増加など「都市型高齢化」の進展が予測されます。

高齢者は趣味や社会参加を通じ、自分自身の生きがいを感じながら、活力ある生活を送られる方がおられる一方で、地域でのつながりが希薄となり、地域社会の機能が低下してきています。

今後さらに進むと予想されている超高齢社会を、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域社会全体で高齢者を支えあい、自立を支援できるように、介護保険サービスや医療サービスのみならず、地域の様々な社会資源と協働して支援をしていくことが必要です。

また、高齢者が、今まで培ってきた経験、技能、技術等を地域の中で活かしていくことができる仕組みづくりや生きがいを持ち参加できる地域づくりを推進していく必要があります。

第6期計画においては、第5期の基本理念を引き継ぐとともに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据えながら、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「地域包括ケアシステム」を構築し、「いつまでも活動的で元気に暮らせるまち・せつつ」を目指します。

## 2 施策の体系

---

### (1) 地域に根ざし、地域で支える高齢者支援の仕組み

高齢者の住み慣れた地域・家庭での生活や介護を保障するため、地域包括支援センターを核として、フォーマル（公的）・サービスとインフォーマル・サービスの連携による「公助・共助・互助」による地域ケアと個別ケアの強化を目指します。

また、新しい総合事業における、多様な生活支援体制の整備に取り組みます。

### (2) いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり・介護予防

第6期計画期間中に要支援者への介護サービスの一部が市町村事業に移行されることから、生活の質の保持・向上に資する健康づくりや介護予防の取り組みを継続・強化します。

また、高齢期前の50歳代などを対象に、早期の健康づくりを重視した取り組みも推進します。

### (3) 住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる支援体制

在宅医療の推進や、介護と医療の連携などにより、できる限り、住み慣れた地域・自宅で暮らし続けることのできる体制の構築を目指します。

介護保険非該当等の軽度者へは、従前の福祉施策を活用した支援の充実を図ります。さらに、認知症ケア体制の構築により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし、介護を受けられる環境づくりを推進します。そして、高齢者の地域社会からの孤立を防ぎ、ひとり暮らし高齢者を見守り、災害時に備えて高齢者の支援体制を整備するなど、セーフティネットの構築に努めます。

### (4) 一人ひとりの尊厳を守り、その人らしく生きられる社会

高齢者の権利と尊厳が尊重される生活や介護を目指し、高齢者虐待防止法に基づき、家族や介護職員等による虐待の防止に取り組みます。また、虐待等に係る相談支援体制の強化、高齢者の権利と財産を守る制度の適切な利用、などの諸施策を推進します。

### (5) 生活の質の向上に向けた生きがい活動、住民交流

趣味や生きがいを持ち、活動的な生活を送ることが、健康づくり・介護予防につながるという観点に立って、生きがいづくりや社会参加の機会やメニューの充実により参加しやすい環境の構築と周知により参加を促し、参加者の拡大により生活の質の向上を支援します。

また、多様なニーズや世代間でのニーズの差異があることを踏まえ、それぞれに対応した生きがい活動の機会や場の確保を図ります。

### (6) 介護の質の確保と適正な運営

介護保険サービスをはじめとして、提供している多様なサービスや制度等についての周知・啓発を図ります。同時に、提供するサービスの質の向上に努めます。

また、要介護認定や介護給付など介護保険制度のより着実・円滑な運営を図り、持続可能な制度の構築に努めます。

### 3 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、誰もが身近な地域で適切なサービスを受けながら暮らし続けられるように、地理的条件や人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域特性に応じて市町村を区分したものです。

本市では、第3期計画において、これらの諸条件をもとに検討した結果、市の中心部を流れる安威川を境に、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域を設定しています。この圏域については、第6期計画においても引き継ぎ、サービス基盤の整備や充実を図ります。

■図表 摂津市の日常生活圏域の状況

	安威川以北圏域	安威川以南圏域	合計
圏域内人口	42,118人	43,041人	85,159人
高齢者数	9,720人	10,268人	19,988人
うち75歳以上	4,178人	3,543人	7,721人
高齢化率	23.1%	23.9%	23.5%
うち75歳以上	9.9%	8.2%	9.1%
ひとり暮らし高齢者数	2,991人	2,400人	5,391人
要支援・要介護認定者数	1,643人	1,560人	3,203人
要介護認定率	16.9%	15.2%	16.0%
居宅介護支援事業所	13箇所	9箇所	22箇所
訪問介護事業所	16箇所	10箇所	26箇所
通所介護事業所	7箇所	9箇所	16箇所
認知症対応型通所介護事業所	3箇所	2箇所	5箇所
特定施設入居者生活介護	0床	25床	25床
認知症対応型共同生活介護事業所	27床	27床	54床
小規模多機能型居宅介護事業所	0箇所	1箇所	1箇所
地域密着型介護老人福祉施設	0箇所	1箇所	1箇所
介護老人福祉施設	54床	220床	274床
介護老人保健施設	72床	100床	172床
介護療養型医療施設	4床	0床	4床
サービス付き高齢者向け住宅	0箇所	6箇所	6箇所
有料老人ホーム	2箇所	0箇所	2箇所

資料：住民基本台帳等（平成26年9月末）

※「要支援・要介護認定者数」および「要介護認定率」については、12月時点

※「サービス付き高齢者向け住宅」および「有料老人ホーム」については、介護保険法では居宅の位置づけとなっています。

■ 図表 日常生活圏域の位置

